

令和7年度那珂市不妊治療費（先進医療）の助成について

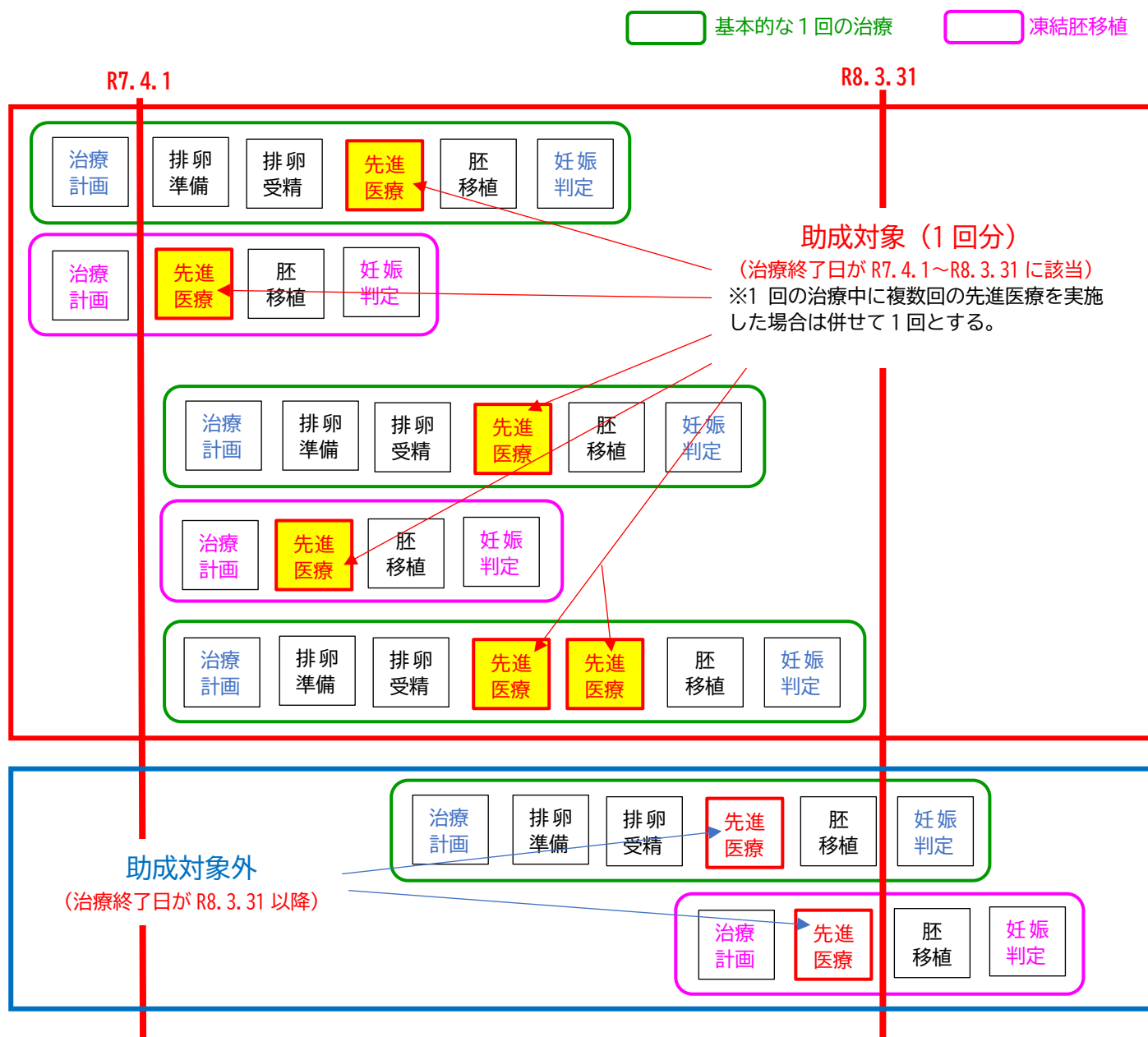
令和7年4月

◎助成対象となる治療費

生殖補助医療と併用して行われる先進医療に係る保険外診療費用で、当該先進医療の実施医療機関として厚生労働省へ届出を行っている又は承認されている医療機関※で実施されたものとする。夫婦以外の第三者からの精子、卵子又は胚の提供によるものや代理母は助成対象外です。

※医療機関等は裏面でご確認ください。

【助成対象・助成対象外となる治療の考え方】



◎助成対象者〔以下のすべてに該当するかた〕

- ①令和7年4月1日から令和8年3月31日までに治療が終了していること。
- ②法律上の婚姻をしている夫婦であること。
- ③夫又は妻のいずれかが市内に引き続き1年以上住所を有していること。
- ④生殖補助医療及び先進医療以外の治療法によっては妊娠の見込みがない、又は極めて少ないと医師に診断されていること。
- ⑤生殖補助医療及び先進医療の治療を開始した日における妻の年齢が43歳未満であること。
- ⑥夫又は妻のいずれも市税を滞納していないこと。

※治療開始日とは、治療計画を立てた日をいう。

◎助成の限度額 75,000円

1回の治療につき、先進医療に係る保険外診療費用の合計金額〔医療機関の発行する不妊治療費（先進医療）助成事業受診等証明書内の太枠内〕と75,000円を比較して低い方の額

※1回の治療とは、治療計画を立てた日から妊娠判定等に至るまでの一連の治療をいう。

◎助成回数

治療開始時の妻の年齢が	40歳未満の場合	1子につき通算6回まで
	40歳以上43歳未満の場合	1子につき通算3回まで

※R6年度助成対象治療費の支給回数も含む。

※R6年度以降に那珂市の助成金支給を受け、出産した場合と死産に至った場合は、これまで受けた助成回数をリセットすることができる。（流産はリセットの対象とならない）

・出産の場合は、そのお子様が載っている住民票等で確認。

・死産の場合は、母子手帳（死産となった日が分かるページ）、死産届、病院が証明した書類等で確認。

◎申請方法

1回の治療が終了したら、下記①～④を持参し、市総合保健福祉センターひだまり窓口で申請してください。**R7年度からは複数回の治療をまとめて申請できません**のでご注意ください。ご不明な点がございましたら下記【問合せ先】へご連絡ください。

- ① 【様式1号】那珂市不妊治療費(先進医療)助成金交付申請書
- ② 【様式2号】那珂市不妊治療費(先進医療)助成事業受診等証明書
- ③ 医療機関の発行する領収書及び診療明細書
- ④ 印鑑、振込み先口座がわかるもの（通帳またはキャッシュカード）



那珂市不妊治療費(先進医療)助成金交付申請書等の様式のダウンロードはこちらから（那珂市 HP）

◎申請期限 令和8年3月31日まで

※令和8年1月から3月までに治療が終了し、令和8年3月31日までに申請書類等の提出が難しい場合に限り、令和8年6月30日まで申請受付可能。

【参考】

◎先進医療を実施している医療機関の一覧（厚生労働省ホームページ）

<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kan02.html>



◎不妊治療における先進医療の状況（こども家庭庁ホームページ）

<https://www.cfa.go.jp/policies/boshihoken/funin/senshin>



※最新の情報については、厚生労働省、こども家庭庁ホームページでご確認ください。

【申請窓口・問合せ先】

那珂市総合保健福祉センターひだまり
那珂市保健福祉部健康推進課 母子保健グループ
〒311-0105 那珂市菅谷 3198 番地
TEL：029-270-8071（8:30～17:15 土日祝日除く）
FAX：029-298-8890